

国債窓販業務の廃止（登録金融機関業務の廃止）の公告

当組合は、令和3年8月31日をもって国債窓販業務を廃止（登録金融機関業務を廃止）することといたしました。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の終了の方法並びに登録金融機関業務に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当組合が占有する財産の返還の方法につきましては、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により公告いたします。

令和3年7月30日

北海道上川郡当麻町4条東3丁目4番63号

当麻農業協同組合

代表理事組合長 福井 幸司

